

児童扶養手当制度のご案内

～8月から支給対象に父子家庭が追加されます～

これまで児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母や母に代わって児童を養育する人に支給されてきました。

法改正により、今年8月から父子家庭が新たに支給対象に加わります。

なお、父母両者と児童が生計を同じくしていても、父又は母の心身に一定の障がいがある場合は支給対象となります（従来どおりの取扱いとなります）。

○児童扶養手当の額

区分	全部 支給される	一部 支給される
児童1人のとき	月額 41,720円	月額（所得に応じて） 9,850円～41,710円
児童2人のとき	児童が1人のときの額に5,000円を加算	
児童3人以上のとき	3人目から1人増すごとに3,000円を加算	

○児童扶養手当を受けるための手続き

役場健康福祉課の窓口で次の書類等を持参の上、請求の手続きをしてください。

父子家庭は7月から請求手続きができます。また、今年11月末までに請求手続きをすれば8ヶ月にさかのぼって手当を受け取ることができます。

- ①児童扶養手当認定請求書（役場担当窓口にあります）
 - ②請求者（児童の父母等）の印鑑
 - ③請求者（児童の父母等）名義の預金通帳
 - ④請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済み証明書）
 - ⑤請求者と対象児童が属する世帯全員の住民票の写し
 - ⑥その他の必要書類
- ※④・⑤は、発行日から1か月以内のもののみ有効



○児童扶養手当の支給制限

受給者（請求者）本人及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月から翌年7月）は手当の全部又は一部の支給が停止されます。詳しくは担当窓口でご確認ください。

○現在、児童扶養手当を受給されている方へ

現在、児童扶養手当を受給している方で、対象児童が増えた、住所を変更した、証書を無くしたなど異動が生じた場合は、速やかに役場健康福祉課まで届出をお願いします。

届出が遅れると、続けて手当が受給できなくなったり、手当の返還を求められたりする場合があります。

○お問い合わせ 健康福祉課福祉係（☎42-1620）



▲交付式のようす

公民館大ホールで3人以上の子どもを持つ家庭を対象にまでい子育てクーポンの交付式が行われました。までい子育てクーポンは交付開始から今年で5年目を迎えます。今年から支給が開始される子どもは9人で135世帯171人が支給対象となりました。

までいクーポン交付式



代村表者からクーポンの交付を受ける



発行されるクーポンの総額は855万円分になります。村長講話に続き行われたクーポン交付では、代表者に村長が手渡しでクーポンを交付しました。出席者からは「保育料に充てたい」「子どもの学用品を使いたい」という声が多く聞かれました。平成21年度は、交付されたクーポンのうち99.8%が使用され、そのほとんどが、保育料や給食費などの教育関係に使われています。



▲山歩きのようす

大火山は道なりに歩けば3キロのコースですが、原田さんにつつじの穴場を教えて頂きながらの寄り道も楽しく、知らず知らずのうちに3時間かけての山歩きとなりました。

天気にも恵まれ、山歩きの気持ち良さを実感した参加者から、教室終了後もまた山歩きを継続したいとの希望がありました。

今後は、自主グループ「メタボ改善し隊」として活動を続けます。

「メタボ改善し隊」誕生！

5/31 つつじの大火山を散策

平成21年度メタボ予防教室修了者が、青空のもと真っ赤なつつじが咲きほころぶ新緑の大火山を散策しました。

生涯学習課の森永伸一さんから散策の注意事項について指導を受けた後、原田辰男さん（深谷）の案内で散策に出発しました。



▲つつじの前で記念撮影